

教育委員会庁舎附属屋内小運動場文化開放事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、小樽市公有財産規則（昭和39年小樽市規則第30号（以下「公有財産規則」という。）及び小樽市教育委員会庁舎管理規則（平成2年小樽市教育委員会規則第12号）により定めるもののほか、小樽市教育委員会（以下「委員会」という。）業務等に支障の無い範囲において、生涯学習の振興を図るため教育委員会庁舎附属屋内小運動場（以下「小運動場」という。）を文化・芸術活動を行う市民等に開放することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(使用許可の対象施設)

第2条 使用許可の対象となる施設は、次に掲げるものとする。

施設名	所在地
教育委員会庁舎附属屋内小運動場	小樽市緑3丁目4番1号

(使用を許可する日及び時間)

第3条 小運動場の使用を許可する日は、次に掲げる日を除く日とする。

- (1) 12月29日から翌年1月3日までの日
- (2) 委員会が使用する日
- (3) 災害、気象条件その他の事情により教育長が管理上必要があると認める日

2 小運動場の使用を許可する時間は、午前9時から午後9時までの範囲内で1時間単位とする。ただし、使用時間には準備や後片付けを含むものとする。

(対象者)

第4条 対象者については、小樽市立学校施設の開放に関する規則（昭和50年小樽市教育委員会規則第1号（以下「学校施設開放規則」という。））第7条第1項及び第3項を準用する。

(使用の申請)

第5条 小運動場の使用を希望する団体（以下「使用団体」という。）の代表者は、教育委員会庁舎附属屋内小運動場文化開放事業使用申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、申請書の受付期間内に委員会に提出しなければならない。

- (1) 教育委員会庁舎附属屋内小運動場文化開放事業使用責任者及び会員届（様式第2号）
- (2) その他委員会が必要と認める書類

2 申請書の受付期間は、原則、次に掲げる期間とする。

使用しようとする日	受付期間
4月から9月までの6月に所属する日	3月1日から使用しようとする日の7日前まで
10月から翌年3月までの6月に所属する日	9月1日から使用しようとする日の7日前まで

(使用の許可)

第6条 委員会は、前条の規定により申請を受け、使用に支障がないと認めて許可するときは、当該使用団体の代表者に対し、教育委員会庁舎附属小運動場文化開放事業使用許可書(様式第3

号)を交付するものとする。

2 委員会は、使用を不許可と決定したときは、使用団体に対して教育委員会庁舎屋内小運動場文化開放事業使用不許可通知書(様式第4号)により通知するものとする。

3 前項の通知は、使用申請書を受け付けた翌日から起算して、原則、7日以内に行わなければならない。

(使用許可の取消し等)

第7条 委員会は、使用団体及びそれに所属する使用者が学校施設開放規則第12条の規定に該当するとき及び第13条及び第14条の規定に違反するときは、使用許可を変更し、又は取り消し、使用団体の代表者に対し教育委員会庁舎附属屋内小運動場文化開放事業使用許可変更(取消)通知書(様式5号)により通知するものとする。

2 前項の通知は、学校施設開放規則第12条の規定に該当すると認めた日又は第13条及び第14条の規定に違反したと認めた日の翌日から起算して、原則、7日以内に行わなければならない。

3 次の各号に掲げるときは、委員会が必要であると認めるものとし、教育委員会庁舎附属屋内小運動場文化開放事業使用許可変更(取消)通知書等の書面通知によらず、使用を変更し、又は許可を取り消すことができる。

(1) 法令等により小運動場の使用を禁止されているとき。

(2) 委員会業務等で小運動場を使用するとき。

(3) 災害及び事故その他非常事態により利用者に危害を及ぼす恐れがあるとき。

(4) 教育長が必要があると認めるとき。

4 前第1項及び第3項の規定に基づく措置によって、使用者が損失を受けても、委員会は、その責任を負わない。

(使用料)

第8条 使用団体の代表者は、公有財産規則第8条第4項に規定する使用料を納めなければならない。

2 使用料は、使用した日の翌月の末日までに納付しなければならない。

(開放施設の管理)

第9条 使用団体が小運動場を使用するときの施設の管理は、使用団体による自主管理とし、使用団体が使用する時間帯の開放用玄関の開錠及び施錠、使用する施設の照明・暖房機器等を操作し、施設の安全な管理を行うものとする。

(免責)

第10条 委員会は、使用団体の使用に際して発生した損害については、責任を負わない。

(準用及び準用する規則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、学校施設開放規則の例による。

附則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

様式第1号

教育委員会庁舎附属屋内小運動場
文化開放事業使用許可申請書

年 月 日

小樽市教育委員会 教育長 様

団 体 名

代表者氏名

下記のとおり、教育委員会庁舎附属屋内小運動場を使用したいので、申請します。

記

使用目的	(種目)			
使用年月日	年 月 日 (曜日)			
使用時間	午前・午後	時	分から	
	午前・午後	時	分まで	
使用予定人員	一般・大学生	人	高校生	人
			小中学生	人
	上記の内訳			
	男	人	女	人
			合計	人
添付書類	<input type="checkbox"/> 教育委員会庁舎附属屋内小運動場文化開放事業使用責任者及び会員届 (様式第2号)			
	<input type="checkbox"/> その他 ()			
使用責任者	氏 名 住 所 電 話 日中連絡可能な電話番号			

様式第3号

教育委員会庁舎附属屋内小運動場
文化開放事業使用許可書

年 月 日

(団体名
代表者氏名) 様

小樽市教育委員会 教育長

下記のとおり、教育委員会庁舎附属屋内小運動場の文化開放事業使用を許可いたします。

記

使用目的	(種目)	
使用年月日	年 月 日 (曜日)	
使用時間	午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで	
使用許可の 条件		

様式第4号

教育委員会庁舎附属屋内小運動場
文化開放事業使用不許可通知書

樽教生学指令第 号
年 月 日

〔 団体名
代表者氏名 〕 様

小樽市教育委員会 教育長

年 月 日付で申請のありました教育委員会庁舎附属屋内小運動場文化開放事業使用許可について、下記の理由により許可しないこととしましたので、通知いたします。

記

不許可の理由

(※教示文書)

様式第5号

教育委員会庁舎附属屋内小運動場
文化開放事業使用許可変更（取消）通知書

樽教生学指令第 号
年 月 日

〔 団体名
代表者氏名 〕 様

小樽市教育委員会 教育長

年 月 日付交付の教育委員会庁舎附属屋内小運動場文化開放事業使用許可
について、下記の理由により許可を変更（取り消し）いたします。

記

変更（取消し）の理由

(※教示文書)